

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成26年11月17日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市山科区西野山射庭ノ上町294-1		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 王将フードサービス 代表取締役 渡邊 直人 電話 075-592-1411					
主たる業種	飲食業(中華料理レストランチェーン)	細分類番号	7 6 2 3				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	環境問題全般に対し、積極的計画的に対応していく。温暖化防止対策としては未利用低利用エネルギー(太陽光・太陽熱・雨水等)、バイオマス(間伐材等)の利活用を積極的に推し進める。						
計画を推進するための体制	建築部環境問題対策課を核に事案ごとにプログラムを組み、計画的に対応していく。計画を長期・中期・短期・情報収集期と区分し、進捗状況を確認しながら推進していく。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,336.6 トン	6,273.2 トン	6,210.5 トン	6,148.3 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,651.2 トン	6,273.2 トン	6,210.5 トン	6,148.3 トン	-6.6 パーセント	
目標の根拠	平成26年度以降も随時新規出店が想定され、既存店舗においては営業時間の短縮や定休日を設けるなどの対策を講じて削減を目指す。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (客席数)	2.47	2.44	2.42	2.39	-4.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	各店舗における対策をおこなうことにより、省エネ法での要求事項です原単位△1%を目指す。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		106.0 パーセント	106.0 パーセント	125.0 パーセント	137.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	老朽化した空調機器、遮熱断熱やデマンド制御等による空調負荷の低減。厨房設備の更新や照明器具の高効率化。					
	(27)年度	老朽化した空調機器、遮熱断熱やデマンド制御等による空調負荷の低減。厨房設備の更新や照明器具の高効率化。					
	(28)年度	老朽化した空調機器、遮熱断熱やデマンド制御等による空調負荷の低減。厨房設備の更新や照明器具の高効率化。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	各自の判断により最善な移動方法を考え実践させる。					
	上記の措置を採用する理由	各自の判断にもとづいて実施できている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。